

議第2号

京丹後市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例の制定について

京丹後市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例を別記のように定める。

京丹後市議会議長 中野勝友 様

令和8年5月18日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 谷津伸幸

提案理由

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、職務への支障をきたすことにもつながり、ひいては市民サービスを低下させ、市政及び市議会に対する市民の信用及び信頼を失わせる行為である。このため、ハラスメントを防止し根絶することを目的とし、条例を制定するものである。

(別記)

京丹後市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、市長等、職員及び議員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、派遣等職員（本市との契約等により他の地方公共団体、各種法人、団体等から派遣等された者で本市の指揮命令等を受けて勤務する者をいう。）で本市に勤務するものをいう。
- (3) 議員 市議会議員をいう。
- (4) 管理監督者 地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職にある職員をいう。
- (5) 職場 職員がその職務を遂行する場所をいう。ただし、出張先その他職員が通常勤務をする場所以外の場所で、実質的に職場と相当因果関係があるものを含むものとする。
- (6) 相談員 ハラスメントに関する相談及び苦情を受け付ける者をいう。
- (7) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害するものをいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるものをいう。

(ア) 妊娠、出産、不妊治療及びこれらにより勤務することができないこと等に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

(イ) 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

(適用範囲)

第3条 この条例は、市長等、職員及び議員の間におけるハラスメントについて適用する。

(ハラスメントの禁止等)

第4条 市長等、職員及び議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 市長等、職員及び議員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(市長等の責務)

第5条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止、排除及び被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、他の職員に対し、互いの人格を尊重し、職務遂行上、対等であることを認識し、ハラスメントの防止に努めなけれ

ばならない。

(議員の責務)

第7条 議長は、ハラスメントの防止、排除及び被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第8条 管理監督者は、所属職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの相談及び苦情の申出、調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(相談等の申出)

第9条 ハラスメントを受けた市長等、職員及び議員又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した市長等、職員及び議員は、次条第1項のハラスメント相談員又は第11条第1項の外部相談窓口に対し、当該ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

2 前項の申出は、その家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第4号の対象家族をいう。）についても、行うことができる。

(相談員)

第10条 市長及び議長は、前条の申出に対応するための窓口として、相談員をあらかじめ選任し、職員に対して周知を行うものと

する。

(外部相談窓口)

第11条 市長は、市長等又は議員から受けたハラスメントの申出に対し、その円滑かつ公正な解決を図るため、外部相談窓口を置く。

2 市長は、外部相談窓口の相談員を、ハラスメントに関して専門的知識を有する者（法人を含む。）からあらかじめ選任し、職員に対して周知を行うものとする。

(職務の代理)

第12条 ハラスメントを行ったとされる者が市長又は議長である事案においては、この条例の規定による権限の行使は、それぞれ副市長等又は副議長がその職務を代理する。

(相談又は苦情の処理)

第13条 第10条及び第11条に規定する相談員は、相談又は苦情の申出を行った者(以下「相談者」という。)から事情の聴取を行い、当該問題の事実関係の確認及び当該相談又は苦情に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。また、相談員は、必要に応じて相談者に対して、書類、物件その他証拠を求めることができる。

2 相談者は、相談員に相談又は苦情の申出を行うほか、相談員に対して京丹後市ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）での処理を求めることができる。

3 相談員は、事案の内容、状況等から適切かつ効果的な対応が必要であり、委員会で処理することが適当と判断したときは、委員会にその処理を依頼するものとする。

(ハラスメント対策委員会)

第14条 市長は、ハラスメントに関する申出を調査審議し、公平な処理に当たるため、委員会を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。
- (2) ハラスメントに係る対応に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に関すること。
- (4) その他ハラスメントに関し、必要と認める事項に関すること。

3 委員会は、市長が委嘱又は任命する次の各号に掲げる委員6人以内をもって組織する。

- (1) 申出に係る当事者が市長等又は議員である場合 有識者。ただし、当事者と利害関係にある者は除く。
- (2) 申出に係る当事者が職員である場合 副市長及び教育長並びに一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）。なお、調査審議に当たり、必要に応じて臨時に有識者の委員を別に委嘱することができる。

4 市長は、前項第1号に規定する委員を委嘱する場合は、議長と協議した上で選任しなければならない。

5 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

6 委員会は、速やかに調査審議に当たり、必要に応じて市長等、職員及び議員その他申出に係る者(以下この項において「関係者」という。)に対して聴取することができる。また、委員会は、書類、物件その他の証拠を関係者に対して求めることができる。

7 委員会は、調査審議を終了したときはその内容をまとめ、市長に報告するものとする。ただし、申出に係る当事者が市長等又は議員である場合は、議長へも報告するものとする。

8 委員会の庶務は、市長公室において行う。

(対応措置)

第15条 市長又は議長は、事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、次の各号の行為者に対し、当該各号に定める内容を行うことができる。

- (1) 市長等又は議員 公表

(2) 職員 市長が別に定めるところによる懲戒処分等

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第16条 外部相談窓口の相談員、委員会の委員その他申出に関する業務に携わる職員、その他市長等、職員及び議員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 市長等、職員又は議員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(研修等)

第18条 市長及び議長は、ハラスメントの防止等を図るため、必要な研修等を実施しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。